

【※必修】

2024年度介護等体験事前指導(1回目)

2024年度介護等体験予定者(大学院生、科目等履修生を含む)は、下記日時に事前指導(1回目)を行いますので、全員必ず出席してください。事前指導開始後の会場への入退場はできません。時間厳守で集合してください。

記

事前指導(1回目)

日時:11月17日(金):小山 隆 先生 (社会学部社会福祉学科)
16時40分~18時40分

場所:良心館 RY103教室、
恵道館 KD201教室
※RY103を主会場として、KD201へ遠隔配信します。

内容:「体験の目的・意義」、「障がい者・高齢者への基本的な考え方、関わり方」等について

【連絡事項】

◇事前指導の当日は、「介護等体験マニュアルノート」を持参すること。(介護等体験申込時に窓口で配付した冊子です。)

◇事前指導2回目は2024年3月下旬~4月上旬に行う予定ですので、時期が近づいたら免許資格課程センターHPを確認してください。

◇必ず第1回・第2回の両方に出席してください。事前指導を欠席した場合、2024年度に介護等体験を行うことができません。

【欠席時の対応について】

以下の理由により欠席する(した)場合は、免許資格課程センター事務室へ期日までに申し出てください。

対象理由	必要な手続き	期日
本人の病気・怪我	医師の診断書を提出(当日、安静が必要である旨の記載が必要)	事前指導 終了後1 週間以内
交通機関の事故・不通	交通機関が発行する遅延証明を提出	
大学の正課授業	特になし(必要に応じ証明書の提出を求める場合があります) ※授業外の説明会等は含みません	事前(事前 指導前)
免許資格課程センターが必修として いる正課の実習(介護等体験)	特になし	
災害	被災証明書を提出	事前指導 終了後1 週間以内
忌引き	会葬案内、死亡診断書を提出	
学校感染症	医師の診断書または大学所定の「学校において予防すべき感染症:罹患証明書」を提出	出校停止 期間終了 後1週間 以内
裁判員制度	裁判所が発行する証明書を提出	事前指導 終了後1 週間以内
検察審査会制度	検察審査会事務局が発行する証明書を提出	

上記以外の理由による欠席は正当な欠席理由として認めません。

やむを得ず欠席する場合には、免許資格課程センター事務室へ事前に必ず相談し、今後の対応方法について指示を受けてください。